

中小企業事業主の皆様

働き方改革は “社会保険労務士”に 相談して下さい！

電話・来所・メールで
相談できます

社労士が直接会社を訪問し
相談・支援します

セミナーの開催や講師派遣
を行います



徳島働き方改革推進支援センターは
社会保険労務士を **無料** で派遣します

電話

FAX

メール

でお問い合わせ下さい

お問い合わせ先

徳島働き方改革推進支援センター

〒770-0865

徳島市南末広町5番8-8号徳島経済産業会館2階 徳島県社会保険労務士会内

電話:0120-967-951 FAX:088-654-7780

E-mail : soudancenter@tokushima-sr.jp



FAX

088-654-7780

徳島働き方改革推進支援センター行

専門家派遣による無料相談申込書

令和 年 月 日

会社名		業種	
所在地			
電話番号		担当者名	
FAX		従業員数	
メールアドレス			
希望日	① 月 日 時頃	② 月 日 時頃	
相談内容	<input type="checkbox"/> 月60時間超の割増賃金率の引上げ <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制への対応 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得促進 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金に関すること <input type="checkbox"/> 36協定届 <input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し <input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法 <input type="checkbox"/> 労働関係の助成金の活用方法 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策 <input type="checkbox"/> 労働時間の削減 <input type="checkbox"/> その他 ()		
備考			

お問い合わせ先

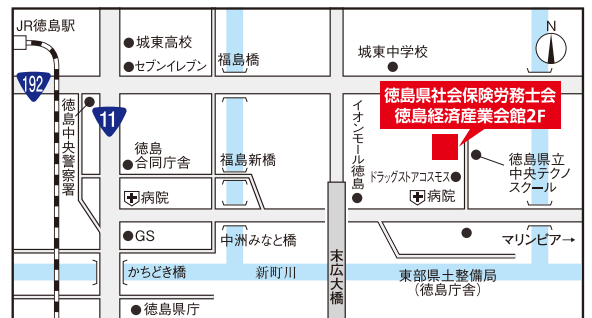
徳島働き方改革推進支援センター

徳島市南末広町5番8-8号徳島経済産業会館 2階
徳島県社会保険労務士会内

電話:0120-967-951

E-mail : soudancenter@tokushima-sr.jp

ホームページ <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokushima/>



令和5年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業は、徳島県社会保険労務士会が徳島労働局からの委託を受けて実施しています



徳島県社会保険労務士会
Tokushima Labor and Social Security Attorney's Associations